

情報閲覧システムの賃貸借に関する契約書（案）

福島県（以下、「甲」という。）と〇〇〇（以下、「乙」という。）とは、情報閲覧システムの賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、乙が別紙仕様書に基づく情報閲覧システム及び関連機器（以下「物件」という。）を、甲の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、物件が常時正常な状態で稼働できるよう基本となる事項を約定することを目的とする。

（対象物件及び設置場所）

第2条 契約の対象物件及び設置場所は、次のとおりとする。

- 一 物件 別表のとおり
- 二 設置場所 福島県福島市杉妻町2番16号 総務部政策調査課

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和6年6月1日から令和11年3月31日までとする。

（賃貸借料金）

第4条 賃貸借料金は次のとおりとする。

- 1 賃貸借料金は、総額〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の総額〇〇〇円）とし、月額額は〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇円）とする。
- 2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条と地方税法第72条第82項及び第83項の規定に基づき、賃貸借料金に100分の10を乗じて得た額である。
- 3 契約期間に1ヶ月未満の端数が生じる場合または乙の責めに帰すべき理由により物件が使用できなかった期間がある場合（物件を使用できなかった期間が1ヶ月に3日以上あった場合に限る。）の賃貸借料金については、日割計算によるものとする。

（賃貸借契約保証金）

第5条 乙は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を甲に納付するものとする。

ただし、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第229条1項の規定に該当する場合は契約保証金の納付を免除する。

（賃貸借料金の支払い）

第6条 乙は、毎月初めに前月分の賃貸借料金を甲に対し請求するものとする。

- 2 甲は、乙からの請求書を受領した日から起算して30日以内に、乙に対して賃貸借料金を支払うものとする。
- 3 甲は、その責めに帰すべき事由により、賃貸借料金の支払いを遅延した場合は、乙に対し前項の期間満了の翌日から支払いの日まで、年2.5%の割合で計算した額（100円未満は切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。

（物件の保持）

第7条 乙は、物件を甲が常時正常な状態で使用できるよう適切な操作方法の指導並びに保守を行うものとする。

- 2 前項の操作方法の指導並びに保守点検を行うために、乙は甲の請求により社員又は乙の依頼を受けたメーカーの従業員を派遣して点検、調整並びに指導を行わなければならない

ない。

3 物件が故障した場合は、甲の請求により乙はただちに社員等を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復しなければならない。この場合において乙の作業実施は、原則として甲の勤務時間内に行うものとする。

4 保守及び故障修理等により交換、または補充した部品、附属品等については乙の負担とする。

(追加又は取替)

第8条 物件の追加または取替の必要が生じた場合は、甲乙で協議して措置するものとする。

(善良な管理者としての義務)

第9条 甲は、物件の運用に際し、良好な環境の保守等、善良な管理者の注意をもって、使用管理しなければならない。

(物件の搬入搬出)

第10条 物件の搬入引き渡し並びに契約期間の終了、または解約による搬出撤去は乙が行うものとし、搬入搬出に係る費用は、乙の負担とする。

2 甲の都合により物件の設置場所の変更及び移転を行う場合に係る費用は、甲の負担とする。

(立入及び機密の保持)

第11条 乙又は乙の依頼を受けたメーカーの従業員は、物件の引渡し、管理のため物件の据付場所に立ち入ることができる。

2 前項によって立ち入る者は、身分証明書を携行しなければならない。

3 乙またはメーカーの従業員は、前項の立入に際して知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(権利義務の移転禁止)

第12条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継続させてはならない。

(契約の解除)

第13条 甲又は乙に、この契約の各項に違反があったときは、相手方に催告を行った後、履行の誠意がないと認めるときは、文書をもって通知し、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

ア 役員等（その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

ク 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により履行期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の履行期限の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があ

ったときは、甲がこれを受理した日)までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年 2.5 %の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

- 4 第 1 項の場合 (前条第二号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第 5 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第 1 項の違約金に充当することができる。

(損害賠償)

第 1 5 条 第 1 3 条の解除によって甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、甲の故意又は重過失により物件が損害を受け又は欠損があった場合は、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することができる。

- 3 乙の責めに帰すべき理由による物件の調整及び修理又は安全性の確保の遅延により、甲に損害を与えたときは、甲は乙に対して損害の賠償を請求することができる。

(協議)

第 1 6 条 この契約に定めのない事項、又は契約の履行につき疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 1 7 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(談合その他不正行為による損害賠償)

第 1 8 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第 1 3 条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法 (昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号) 第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 乙 (乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人) に対し、刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 又は第 198 条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

上記契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年6月 日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事 内堀 雅雄

乙

賃貸借物件明細

品名	数量
ハードウェア サーバー(落札業者の指定機種)※	1 式
ソフトウェア ゼロックス社 Xerox DocuShare7.6以上 (後継品でも可)	1
富士フイルムビジネスイノベーション DocuWorks9.1以上(後継品でも可) (10CAL)	1
システム構築	1
既存データ移行	1

※ サーバ本体保守、バックアップソフトを含む